

第2章 通学路における点検のこれまでの取組及び飲酒運転根絶に向けたこれまでの取組

通学路における点検は、京都府亀岡市における交通事故を始め、登下校中の児童等が巻き込まれる交通事故が平成24年4月に相次いで発生したことを受け、文部科学省、国土交通省及び警察庁が連携して取り組んできた。

また、飲酒運転根絶に向けた取組では、平成18年に福岡県で飲酒運転の乗用車に追突された乗用車が橋の下の海中に転落して幼児3人が死亡した

交通事故の発生を契機に、飲酒運転を助長する行為を直罰化するとともに、飲酒運転に対する罰則を強化するなど、罰則の引上げ、行政処分の強化等を講じてきたところである。

以下、通学路における点検のこれまでの取組及び飲酒運転根絶に向けたこれまでの取組について記載することとする。

第1節 通学路点検に関するこれまでの取組

1 通学路における交通安全の確保に向けた緊急合同点検（平成24年～）

平成24年4月、京都府亀岡市において、登校中の児童等の列に自動車が入り込む交通事故が発生したことを始め、登下校中の児童等が死傷する事故が連続して発生した。主な交通事故として、

- 京都府亀岡市（4月23日）登校中の児童等の列に自動車が入り込み、児童2人と保護者1人が死亡、7人が重軽傷
- 千葉県館山市（4月27日）登校のためバス停で待っていた児童に自動車が入り込み、児童1人が死亡
- 愛知県岡崎市（4月27日）登校のため横断歩道を渡っていた児童に自動車が入り込み、児童2人が負傷
- 愛知県小牧市（5月7日）登校のため横断歩道を渡っていた中学生を自動車が入り込み、生徒1人が重体

であり、これを受けて、文部科学省、国土交通省及び警察庁が連携し、通学路における交通安全の確保に向けて以下のとおり諸対策を推進した。

(1) 関係省庁副大臣会議の開催

平成24年5月28日、文部科学省、国土交通省及び警察庁による関係省庁副大臣会議を開催し、通学路における交通安全の確保に向け、以下の取組を決定した。

ア 国レベルの連携体制の強化

文部科学省、国土交通省及び警察庁における一

層の連携強化

イ 地域レベルの関係機関による連携体制の整備

教育委員会、道路管理者、警察等の関係機関や保護者、地域住民等を交えた連携体制の整備

ウ 通学路の緊急合同点検の実施

関係機関の連携と保護者、地域住民等の協力による通学路の緊急合同点検の実施及び点検結果を受けた対策の検討

(2) 通学路における交通安全の確保に向けた緊急合同点検の実施

関係省庁副大臣会議における決定を受け、平成24年5月末から全国約2万の公立小学校等の通学路を対象に、学校、教育委員会、道路管理者、警察が連携し、保護者や地域住民等の協力を得た緊急合同点検を実施した。

その結果、対策が必要な箇所は7万4,483か所であり、これらの箇所について、学校・教育委員会、道路管理者、警察がそれぞれ必要な対策を実施可能なものから推進することとし、令和4年3月末時点で、緊急合同点検結果に基づく対策の実施状況は、特集-第28図のとおりである。

(3) 通学路の交通安全の確保に関する有識者懇談会

各地域における対策の検討に資するため、平成24年6月から7月にかけて3回にわたり、通学路の交通安全の確保に関する有識者懇談会を開催し、安全確保の対策を進める際の考え方や具体的な対策例などとして、「道路交通環境の整備」や「関

係機関等の連携・協力による地域全体の安全確保」,「交通安全教育の効果的な促進」等の観点から様々な意見が出された。意見のポイントは特集-第29図のとおりである。

文部科学省,国土交通省及び警察庁では,懇談会における主な意見を取りまとめ公表するとともに,各都道府県の関係機関に提供した。

2 通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進(「通学路交通安全プログラム」に基づく取組)

緊急合同点検の実施後,平成25年5月31日には文部科学省,国土交通省及び警察庁による今後の取組に関する通知を発出し,緊急合同点検に基づく対策の実施後においても,各地域において定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等の取組

を継続して推進することとした。

その取組を着実かつ効果的に実施するために必要と考える基本的な進め方を,同年12月に文部科学省,国土交通省及び警察庁で取りまとめ,地方自治体等に通知した上で,引き続き通学路の交通安全の確保に取り組むこととした(特集-第30図)。

(1) 推進体制の構築

地域ごとに通学路の交通安全の確保に向けた取組の基本的方針を策定するとともに,策定した基本的方針に基づく取組を継続して推進するため,関係者で構成し,定期的に開催する協議会を設置する等推進体制を構築することとした。

(2) 基本的方針の策定

(1)で構築した推進体制においては,各地域の実情を踏まえた合同点検や対策の改善・充実等の取組を着実かつ効果的に実施するため,緊急合同点

▶特集-第28図 緊急合同点検結果に基づく対策の実施状況(令和4年3月末時点)

| | 箇所数 | |
|-----------------|--------|--------|
| | | うち対策済み |
| 対策必要箇所(全体数) | 74,483 | 73,852 |
| 教育委員会・学校による対策箇所 | 29,588 | 29,588 |
| 道路管理者による対策箇所 | 45,060 | 44,429 |
| 警察による対策箇所 | 19,715 | 19,715 |

▶特集-第29図 通学路の交通安全の確保に関する有識者懇談会,意見のポイント

1. 「子どもの命を守る」ための道路交通環境の整備について

- (1) 「歩行者と車両の分離」と「自動車の速度の低減」が重要
- (2) 生活道路の通学路においては,ゾーン対策が効果的
- (3) ハンプや狭さくなどの各対策の特徴を理解し,適切な対策を選択することが重要
- (4) 対策の普及のためには,対策効果の検証が必要
- (5) 「子どもの命を守る」というメッセージを明確に打ち出すことが重要

2. 関係機関等の連携・協力による地域全体の安全確保について

- (1) コーディネータ,リーダーの存在や受け皿となる窓口の一本化が必要
- (2) 地域住民,保護者の協力・参画による地域の合意形成が必要
- (3) 学校やPTAが発信源となった合意形成が有効であり,合意形成のルールが必要
- (4) 体系的な行動計画による継続的な取組と予算の確保が重要

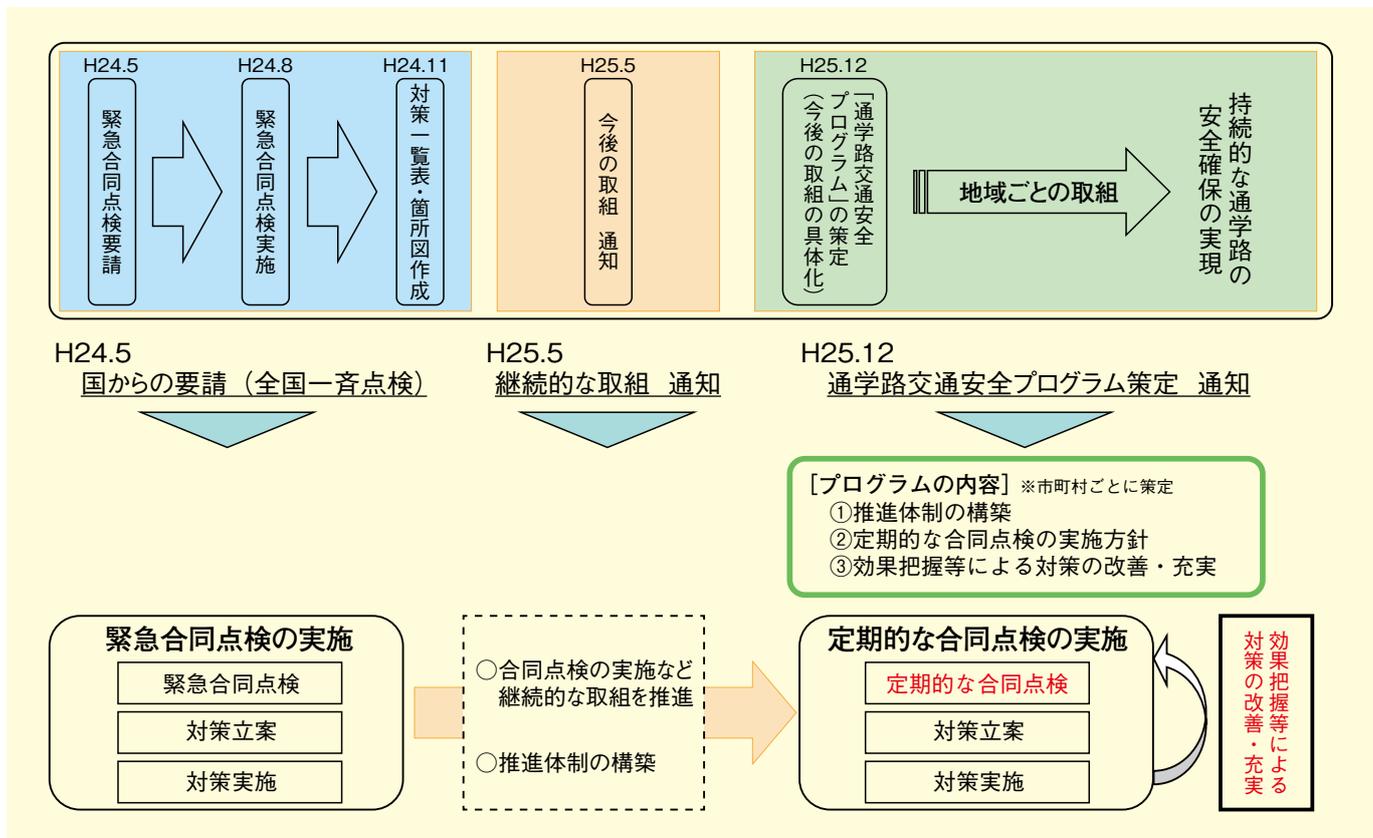
3. 危険性を予測し,自らの身を守るための交通安全教育の効果的な促進について

- (1) 危険を予測し,回避するという交通安全教育の基本の徹底が重要
- (2) 児童生徒・保護者に対するより実践的な交通安全教育・指導が重要

4. その他,自転車利用等について

- (1) 自転車の利用環境を整えるには,道路空間の「整理整頓」が必要
- (2) 登下校時の交通事故特性からみた事故対策の徹底が重要

▶特集-第30図 通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進



検の枠組みを活用するほか、以下の内容を含む取組の基本的方針を策定することとした。

ア 合同点検の実施方針

合同点検の実施時期、合同点検の体制、合同点検の実施方法等を定める。

イ 通学路安全確保のためのP D C Aサイクルの実施方針

合同点検の実施・対策の検討、対策の実施、対

策効果の把握、その結果を踏まえた対策の改善・充実を一連のサイクルとして繰り返し実施すること（P D C Aサイクル）が継続的な安全性向上のために必要であるとの観点から、これらを取組の基本的な考え方として定める。

(3)公表等

基本的方針の公表及び対策箇所図、対策一覧表を作成・公表する（特集-第31図）。

▶特集-第31図 推進体制の構築状況等（令和2年度末）

| 通学路の交通安全の確保に向けた取組状況（令和2年度末） | |
|-----------------------------|---------------------------------|
| 推進体制の構築 | 構築済み 1,722市区町村（98.9%）／1,741市区町村 |
| プログラムの策定 | 策定済み 1,714市区町村（99.5%）／1,722市区町村 |
| プログラムの公表 | 公表済み 1,385市区町村（80.8%）／1,714市区町村 |

トピック

【事例】教育委員会、学校、道路管理者、警察、PTA等が合同で点検を行い、継続的な取組を行っている事例（静岡県浜松市）

静岡県浜松市では、関係者が合同で通学路の点検を定期的に行い、通学路の安全確保に向けた取組を継続的かつ着実に実施している。



(継続的な通学路の安全確保に向けた取組)

第2節 飲酒運転根絶に向けたこれまでの取組

1 危険運転致死傷罪の新設（改正刑法（平成13年12月施行））

平成11年に、東名高速道路で飲酒運転のトラックに追突された乗用車が炎上して幼児2人が死亡した交通事故が発生するなど、悪質・危険な運転行為による交通事故が後を絶たず、厳罰化を求める声が高まった。

このことも踏まえ、平成13年の刑法の一部改正（平13法138）では、危険運転致死傷罪が新設され、飲酒の影響により正常な運転が困難な状態で自動車を走行させるなどの行為を行い、人を死傷させた者に対して、より法定刑の重い罰則が適用されることとなった。

2 飲酒運転罰則等の引上げ、酒気帯び運転の罰則適用対象の見直し（改正道路交通法（平成14年6月施行））

平成14年には、飲酒運転等に対する罰則や違反行為に付する行政処分の基準点数が引き上げられた。また、罰則の対象となる酒気帯び運転の基準値が、呼気1リットル中のアルコール濃度が0.25ミリグラムから0.15ミリグラムに引き下げられるなどした（特集-第32図）。

3 飲酒検知拒否の罰則引上げ等（改正道路交通法（平成16年11月施行））

平成14年6月の改正道路交通法施行により、飲酒による交通事故、交通死亡事故が減少した一方で、罰則等の強化以後、飲酒検知拒否による検挙件数が増加した。その要因として、飲酒運転に対する罰則と比べ、相対的に飲酒検知拒否に対する罰則が低くなったため、飲酒運転による処罰を逃れるため呼気検査を拒否する悪質なドライバーが増加したことが考えられたことから、平成16年の道路交通法の一部改正（平16法90）により、飲酒検知拒否の罰則を引き上げ、警察官が呼気検査を確実に実施し、飲酒運転による交通の危険を防止するための措置を適切に講ずることができるようにした。

4 飲酒運転罰則等の引上げ、助長行為の直罰化（改正道路交通法（平成19年9月施行）等）

平成18年に福岡県で発生した、飲酒運転の乗用車に追突された乗用車が橋の下の海中に転落して幼児3人が死亡した交通事故を契機に、国民の飲酒運転根絶の機運が一層高まり、平成19年に飲酒運転を助長する行為を直罰化するとともに、飲酒

トピック

【事例】教育委員会、学校、道路管理者、警察、PTA等が合同で点検を行い、継続的な取組を行っている事例（静岡県浜松市）

静岡県浜松市では、関係者が合同で通学路の点検を定期的に行い、通学路の安全確保に向けた取組を継続的かつ着実に実施している。



(継続的な通学路の安全確保に向けた取組)

第2節 飲酒運転根絶に向けたこれまでの取組

1 危険運転致死傷罪の新設（改正刑法（平成13年12月施行））

平成11年に、東名高速道路で飲酒運転のトラックに追突された乗用車が炎上して幼児2人が死亡した交通事故が発生するなど、悪質・危険な運転行為による交通事故が後を絶たず、厳罰化を求める声が高まった。

このことも踏まえ、平成13年の刑法の一部改正（平13法138）では、危険運転致死傷罪が新設され、飲酒の影響により正常な運転が困難な状態で自動車を走行させるなどの行為を行い、人を死傷させた者に対して、より法定刑の重い罰則が適用されることとなった。

2 飲酒運転罰則等の引上げ、酒気帯び運転の罰則適用対象の見直し（改正道路交通法（平成14年6月施行））

平成14年には、飲酒運転等に対する罰則や違反行為に付する行政処分の基準点数が引き上げられた。また、罰則の対象となる酒気帯び運転の基準値が、呼気1リットル中のアルコール濃度が0.25ミリグラムから0.15ミリグラムに引き下げられるなどした（特集-第32図）。

3 飲酒検知拒否の罰則引上げ等（改正道路交通法（平成16年11月施行））

平成14年6月の改正道路交通法施行により、飲酒による交通事故、交通死亡事故が減少した一方で、罰則等の強化以後、飲酒検知拒否による検挙件数が増加した。その要因として、飲酒運転に対する罰則と比べ、相対的に飲酒検知拒否に対する罰則が低くなったため、飲酒運転による処罰を逃れるため呼気検査を拒否する悪質なドライバーが増加したことが考えられたことから、平成16年の道路交通法の一部改正（平16法90）により、飲酒検知拒否の罰則を引き上げ、警察官が呼気検査を確実に実施し、飲酒運転による交通の危険を防止するための措置を適切に講ずることができるようにした。

4 飲酒運転罰則等の引上げ、助長行為の直罰化（改正道路交通法（平成19年9月施行）等）

平成18年に福岡県で発生した、飲酒運転の乗用車に追突された乗用車が橋の下の海中に転落して幼児3人が死亡した交通事故を契機に、国民の飲酒運転根絶の機運が一層高まり、平成19年に飲酒運転を助長する行為を直罰化するとともに、飲酒

▶特集-第32図 改正道路交通法（平成14年6月施行）の危険な運転行為等に対する罰則等の引上げ

| 区分 | 基礎点数 | |
|--------|------|-----|
| | 施行前 | 施行後 |
| 酒酔い運転 | 15点 | 25点 |
| 酒気帯び運転 | 6点 | 13点 |
| 無免許運転 | 12点 | 19点 |
| 共同危険行為 | 15点 | 25点 |

| 区分 | 付加点数 | |
|---------------------|------|-----|
| | 施行前 | 施行後 |
| 死亡事故 ^(注) | 13点 | 20点 |
| ひき逃げ | 10点 | 23点 |

注：専ら違反行為をした者の不注意により発生したもの

| 違反行為 | 改正前 | 改正後 |
|--------------|--------------------|--------------------|
| 救護義務違反（ひき逃げ） | 3年以下の懲役又は20万円以下の罰金 | 5年以下の懲役又は50万円以下の罰金 |
| 飲酒運転（酒酔い） | 2年以下の懲役又は10万円以下の罰金 | 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金 |
| 飲酒運転（酒気帯び） | 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金 | 1年以下の懲役又は30万円以下の罰金 |
| 過労運転（麻薬等） | 2年以下の懲役又は10万円以下の罰金 | 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金 |
| 過労運転（その他） | 6月以下の懲役又は10万円以下の罰金 | 1年以下の懲役又は30万円以下の罰金 |
| 無免許運転 | 6月以下の懲役又は10万円以下の罰金 | 1年以下の懲役又は30万円以下の罰金 |
| 不正手段による免許証取得 | 1年以下の懲役又は10万円以下の罰金 | 1年以下の懲役又は30万円以下の罰金 |
| 共同危険行為等 | 6月以下の懲役又は10万円以下の罰金 | 2年以下の懲役又は50万円以下の罰金 |

注 基礎点数については、罰則の対象となる酒気帯び運転の基準値が、呼気1リットル当たりのアルコール濃度が0.25ミリグラム以上のものである。

運転に対する罰則を強化するなど、罰則の引上げ、行政処分の強化を行った（特集-第33図）。

また、平成19年の刑法の一部改正（平19法54）では、それまで業務上過失致死傷罪等が適用されていた自動車運転による死傷事故について、交通事故事件の実態に即した適正な科刑を実現するため、自動車運転過失致死傷罪が新設された。

5 行政処分の強化（改正道路交通法（平成21年6月施行））

平成21年には、飲酒運転に対する行政処分が強化された（特集-第34図）。

6 自動車運転死傷処罰法（平成26年5月施行）

飲酒運転や無免許運転など悪質・危険な運転行為による死傷事犯が依然として発生しており、このような悪質・危険な運転行為による死傷事犯であっても、現行の危険運転致死傷罪に該当せず自動車運転過失致死傷罪が適用された事件などを契機として、これらの罰則の見直しを求める意見がみられるようになった。

そのような状況を踏まえ、危険運転致死傷罪の規定の整備、過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪の新設、無免許運転による加重の新設などを内容とする「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（「自動車運転死傷処罰法」(平25法86)）」が平成25年11月に成立し、26年5月20日に施行された。

▶特集-第33図 改正道路交通法（平成19年9月施行）の内容

○ 運転者本人に対する罰則

(酒酔い運転)

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金 ⇒ 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

(酒気帯び運転)

1年以下の懲役又は30万円以下の罰金 ⇒ 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

○ 運転者の周辺者に対する罰則
(教唆犯の場合は運転者本人に同じ。)

・車両提供

(運転者が酒酔い運転)

1年6月以下の懲役又は25万円以下の罰金 ⇒ 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

(運転者が酒気帯び運転)

6月以下の懲役又は15万円以下の罰金 ⇒ 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

・酒類提供

(運転者が酒酔い運転)

1年6月以下の懲役又は25万円以下の罰金 ⇒ 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

(運転者が酒気帯び運転)

6月以下の懲役又は15万円以下の罰金 ⇒ 2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

・要求・依頼しての同乗

(運転者が酒酔い運転)

1年6月以下の懲役又は25万円以下の罰金 ⇒ 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

(運転者が酒気帯び運転)

6月以下の懲役又は15万円以下の罰金 ⇒ 2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

※ 改正法施行前は、飲酒運転の幫助犯として処罰

○ 救護義務違反

5年以下の懲役又は50万円以下の罰金 ⇒ 10年以下の懲役又は100万円以下の罰金

○ 飲酒検知拒否

30万円以下の罰金 ⇒ 3月以下の懲役又は50万円以下の罰金

▶特集-第34図 改正道路交通法（平成21年6月施行）の内容

○ 基礎点数及び相当する欠格期間の規定

- ・ 危険運転致死傷
5年 ⇒ 結果の重大性に応じて45点～62点（5～8年）
- ・ 酒酔い運転・麻薬等運転
2～5年 ⇒ 35点（3年，事故を起こした場合は3～7年）
※上記のいずれも救護義務違反（ひき逃げ）をした場合10年となる。
- ・ 救護義務違反
2～3年加算 ⇒ 35点（他の違反と合わせ最大で7年加算）
※0.25mg/l以上酒気帯びで死亡事故，ひき逃げの場合は10年

○ 酒気帯び運転に付する基礎点数の引上げ

- ・ 呼気中アルコール濃度 0.25mg/l 以上の場合
13点 ⇒ 25点（免許取消し相当）
- ・ 呼気中アルコール濃度 0.25mg/l 未満(0.15mg/l 以上)の場合
6点 ⇒ 13点（免許停止 90日相当。事故を伴えば免許取消し相当。）

7 事業用自動車を対象とした飲酒運転対策

平成21年3月に策定した「事業用自動車総合安全プラン2009」において、目標に「飲酒運転ゼロ」を設定し、重点施策として「点呼時におけるアルコールチェッカーの使用の義務付け」「飲酒運転に対する行政処分の強化」を掲げた。

平成23年5月1日からは、運送事業者が運転者の乗務の開始前、終了後等において実施する点呼の際に、目視で確認することに加え、アルコール検知器の使用を義務付け、運転者の酒気帯びの有無を確認することとした。



（アルコール検知器の例）